

## ◇研究ノート◇

# 大 介 考

飯 田 悠 紀 子

は、その点が曖昧にされていると思われる。そこで、大介という呼称がどういう場合に、また何故使用されたのか、大介の実体は何か、といった問題について再検討してみたい。

○

まず第一に、大介という呼称は、どういう場合に使用されたのであろうか。『平安遺文』所載の文書で大介の署名あるものを、国ごと・文書形式ごとに分類してみると附表1のようになる。<sup>(2)</sup>

これによると、大介という呼称は、吉村氏の言われたように、国司庁宣に圧倒的に多く、次いで国裁を申請した解状の外題にも相当数みられることがわかる。その他、国符にもかなり大介の加署が行なわれている。これに対し、国司下文・国司解状・国牒には非常に少なく、各々一通つあるのみである。

以上の国司庁宣・外題国判・国符・国司下文・国牒はいずれ

平安時代中期から後期にかけて、「大介」と加署された文書をしばしば目にするところがある。その大介の実体について、吉村茂樹氏は、それが国守の別称であること、大介の発生・称呼は親主任国の介、あるいは大宰大貳に何等かの関係があったこと、そして大介という呼称は国守がその任国もしくは地方に対し荘園関係の内容の文書を出す場合にのみ使用されたこと等を明らかにされ、さらに大介は知行国の組織の一つともみることができると述べられた。<sup>(1)</sup>確かに大介は国守の別称であり、その使用は地方への下達文書に限られ、中央政府等へ上申する場合、あるいは中央政府内で使用する場合には「国守」某と加署されるのが一般であったようである。しかし、そのことと、大介は知行国の組織の一つともみることができると主張されることとの間にはどのような必然性があるのであろうか。氏の論稿で

も国守から管内の留守所・在庁官人もしくは国判を与える当  
事者に直接宛てて出されたものであり、この点でも吉村氏の説  
をそのまま認めることができる。<sup>(3)</sup> 氏の言われるとおり、「大介」  
は国司が任国に対して使用する国守の私称であったということ  
ができる。

しかし、氏が、大介の称の使われた文書の内容は殆ど荘園に  
関するものであり、国司下文に大介の称を用いたものの比較的  
少なかったのは、その内容に荘園関係以外のものが多かったか  
らであると推測された点に関してはこれを認めることができな  
い。何故ならば、『平安遺文』所収の国司下文は附表Ⅱのとう  
りであって、いずれも荘園と密接な関係をもつ内容のものばか  
りだからである。

大介の称が文書上にあらわれてくる平安中・末期には、殆ど  
すべての文書がその内容に於いて多かれ少なかれ荘園と何等か  
の関係をもつてくると考えてよい。従って大介の称を載せた文  
書のみが荘園と深い関係を有するとは無理であろう。国  
守と大介との名称の使いわけは、前者が正式な官名として主に  
上申文書に使われるのに対し、後者はより私的の下達文書に使  
用されるといふところに特色があったのであって、そこに内容  
的に荘園関係の有無を設定することはできないと思う。ただ、  
下達文書であっても、国司下文の場合には「国守」と加署する  
のが原則であったようで、その理由については明確にすること

ができない。

○

大介の称は国司庁宣・外題国判・国符に多くみられるという  
ことが以上で明らかにされたが、次には、右の三形式の文書に  
於ける国守の署判がすべて「大介」とされているのではない点  
に留意しなければならぬ。「大介」が国守の私称で、任国に  
対してこれを使用するのなら、(国司下文は例外としても)右  
の三形式の文書はすべて「大介」と加署されるべきであらう。  
ところが、附表Ⅲにみられるように、国司庁宣・外題国判・国  
符の形式をとりながら、国守と加署された例は意外に多いので  
ある。

附表Ⅲのうち、前半は附表Ⅰにも出てきた国、即ちある時に  
は大介、ある時には守と加署されている国々である。一方、後  
半のものは「国守」某と記された例しか見当らない国々であ  
る。このようにしてみると、大介の称を全く用いない国、中  
でも史料の比較的多く残っている河内・和泉・摂津等の国には、  
大介の称を用いない何等かの理由があるように思われる。ま  
た、大介の称を用いる国の中にも、時としてその称を用いず  
守と加署しているものがあり、そこには単なる偶然ではない何  
等かの必然性があるように思われるのである。大介の初見は天  
徳二年(九五八年)の伊賀守藤原忠厚の署判であるが、以後時<sup>(4)</sup>

代を経るとともに大介の称の使用は盛んになってくる。殊に平安末期になると国司庁宣などは殆ど大介の署判となり、国守と加署されたものは非常に少なくなる。それにもかからずなお国司庁宣で国守と加署する文書が残っているということは、そこにそれ相応の理由があったことを示しているとしか考えられない。その理由とは何であろうか。大介でなく守と加署する必然性はどこにあったのであろうか。

先に述べた如く、吉村氏は「大介」を領国知行制を考える上での重要な問題であるとされながら、その理由は明確にされなかったが、私はこの、同形式の文書でありながら、ある時は大介と加署し、ある時は国守と加署する事実こそ、知行国の問題と重要に関連すると思う。即ち、大介とは単なる国守の別称ではなく、知行国守の別称であると思うのである。ただ、知行国であったことを示す具体的な史料、あるいは知行主が誰であったかを記した史料はあまりに僅少であるため、附表Ⅰで示した「大介」すべてについてそれを実証することは不可能であるが、例えば応保二年三月七日下野国司庁宣の大介大江朝臣、安元二年十月日出雲国司庁宣の大介藤原朝臣、<sup>(7)</sup>寿永三年二月十九日伊賀国司庁宣案の大介藤原朝臣等については、彼等が知行国守であったことを実証することができる。即ち、<sup>(8)</sup>応保二年の下野守は大江信遠、知行主は後白河院であるし、<sup>(9)</sup>安元二年十月の出雲守は藤原朝定、知行主は朝定の父朝方であり、<sup>(10)</sup>寿永三年

の伊賀守は藤原仲教、知行主は藤原季能なのである。<sup>(10)</sup>甚だ僅少ではあるが、これらは大介則知行国守という推測を裏づける貴重な史料であるということができるであろう。

右の推定の上に立って大介則知行国守という考え方を裏返しにするならば、大介と加署すべきときに（即ち国司庁宣・外題国判・国符という形式の文書に於いて）敢えて大介でなく守と加署している附表Ⅲの諸例は、その時にその国が知行国とはなっていないかったということを示していると考えることができ<sup>(11)</sup>る。即ち、附表Ⅲに示した諸国の内、殊に前半のものは、知行国とされる時もあり、またそれを廃される時もあったということになる。吉村氏は知行権の継続について「平安時代末期以後に於いては、知行主の知行権が消滅するや、それと同時に新知行主が之に代って更にその知行権を獲得する事が特に盛行されて、一国はたえず引続き知行国とされるが如き状態にある事が常となつた」と述べられた。氏の言われる平安時代末期以後というのが具体的にいつ頃から指しているのか不明であるが、しかしこの知行権継続の問題については、一般の体制としてではなく、さらに時・所によって厳密な検討がなされなくてはならないと思う。

最後に、大介という名称が何故発生し、何故国守がこれを称

したのか、あるいは称さねばならなかったのか、という問題にふれておきたい。吉村氏が、大介という名称発生の所以について述べられたところを要約すれば、次の如くである。即ち、「親王任国に於ける介は他の諸国の介とは自ずからその職掌に差異があり、しかも親王仕国の長官たる太守が他の諸国の守とは性質を異にするものであるから、その介も他国の介と區別して大介と称するようになった可能性は強い。さらに親王任国に於いては諸国の守に相当するものが介である。国守則大介なる觀念は既にここにあったと言い得る。このように、大介は親王任国に於いてまず発生し、やがて任国に於いて国務を執る在国の守が、親王任国に於ける介にならつて大介を称し、さらにそれが常例のようになって国守が遙任の場合にも大介を称するようになった」とされるのである。また、大宰大貳は「オホイスケ」「オホイノスケ」と訓読されており、称呼に於いて大介と通ずるし、さらに大貳の職掌は諸国守のそれと殆ど同様である等々の理由から、大貳もまた大介発生の一因となつたと考えておられる。

大介なる名称発生の所以について、これを明確に示す史料は皆無といつてよい。従つて右の吉村氏の説が成立する可能性も充分にある。しかし、氏が大介を、領国知行制研究に於ける重大なる課題であるとされる以上、また私自身も大介を知行国守の別称であると考える以上、右の説明では充分に納得すること

はできない。知行国守の別称としての大介、という点に、より留意して考えなくてはならないと思ふのである。

律令制度下に於ける国衙機構は守・介・掾・主典の四等官からなりたっているが、知行国ではこれが国主・国守・介・掾・主典となり、長官に国主・国守の二者があつたようになかちとなる。この場合、実質上の守の権限、即ち国務執行権は、国守でなく知行主に保有されたと考えられる。その徴証は、時代が少し降るが、嘉応元年十二月、尾張守藤原家教の目代政友の非法に対する山大衆の訴が、国守家教に向けられるのでなく、知行主藤原成親に対して行なわれたこと、また治承年間的美作・伯耆两国に於いて、国政に関する問題が国守藤原基輔にでなく知行主九条兼実にもちこまれたこと等々である。<sup>(12)</sup> 国務執行権が知行主にあつたとすれば、名義上はどうあつても、実質上の国守は知行主に他ならない。こうして知行主のもとにある知行国守は、実質上の守（即ち知行主）・介・掾・主典という四等官から浮き出た存在となる。殊に現地からみれば名義上の国守は、実質上の守と介との間に存在する、単なる収益取得者にすぎない。ここに、守としての実権は有さないが介の上位に存在するものとして「大介」の称が発生したのではないだろうか。また知行国守が任国に対して国守の称を使用しなかつた一因として、自己の背後に存在する高い權威（具体的には知行主）を現地に示さねばならなかつたということも考えられる。

史料制約から、あくまで推測の域を出ないものであるが、私は大介を知行国守の私称であるとす観点を重視して、大介の称発生の所以を右のように考える。

○  
領国知行制の実体を明らかにせんとするとき、どの国がいつ知行国であつたか、またその時の知行主・国守は誰であつたかということを明確にすることが、まず第一になされなければならぬ基礎的作業となるであろう。ここで扱つた「大介」は、その基礎的作業のさらに前の段階の問題である。平安末期から鎌倉時代にかけての国衙支配の問題、また平氏政権の経済的基盤といわれ、さらに關東御分国にもつながらる知行国の問題等々は、その具体的実体を示す史料があまりに少ないため、非常に研究し難い課題となっている。ここでの「大介」に関する私の試みが、それらの問題を研究する上で何等かの意味をもつことができれば幸いである。

附表 I

国名	国司 庁宣	外題の 国判	国符	国司 下文	国司 解状	国牒
山城国	七	六				
大和国	一七	八				
伊賀国	一七		七			
尾張国	一七					

近江国 美濃国 上野国 下野国 陸奥国 若狭国 越前国 越後国 能登国 丹波国 丹後国 但馬国 出雲国 石見国 播磨国 備前国 備後国 安芸国 周防国 長門国 紀伊国 讚岐国 伊予国 筑前国

五 一 一 一 二 十九 三 二 一 二 二 十二 一 一 八 一 一 二 一 四 六

二 三 一 一 二 一 一 四 一 二

五 二 一 五 二

山城国	国名	年	月	日	西曆年	文書形式	国守名
保延元十二十一	長承元 十	一	一	三	一一三二	国司庁宣	源 師国
保元元十二十六	長承元 十	一	一	三	一一三五	国司庁宣	藤原重綱
		一	一	五	一一五六	国司庁宣	大江資成

  

附表 II	年	月	日	宛	所	内	容
寬德一	閏	五	廿五	?		御封米について	
嘉保三	五	廿七			伊賀国官使惟清		東大寺領黒田庄出作島事
康和四	八	四			丹波国大山庄下司		人夫役事
康和四	八	十二			丹波国東寺庄下司		免負米光保作田肆町事
天承元	二	十四			筑前国怡土庄政所		船越庄御米事
永治一					越前国留守所		牛原庄鳴川堤料人夫事
康治元	六	十四			越前国留守所		醍醐寺領若江庄内裏修理
治承元	九				長門国留守所		嘉祥寺領河棚御庄事
治承三十二	二	十一			安芸国留守人		粟屋郷・三田郷等事

  

附表 III	計	百廿二	五十一	廿四	一	一	一
豊後国							
肥後国			二				
日向国							
大隅国							
薩摩国		三					

河内国	豊後国	大和国
天仁元十二	永祚二十一	永祚二十一
天永元 十	万寿二十一	寛弘六十二
天永三 十	治安二六	長和二十九
	元曆元 八	寛仁元 九
	仁安四 正廿八	治安元 九
	康治元二十	天喜二十一
	長承二十二	天喜二十一
	正曆四 八廿八	康平二 三廿五
	天承元 十四	延久四十一
	尾張国	康和元二十三
	越前国	嘉祥三 三廿二
	紀伊国	永治元 八 四
		正曆四 八廿八
		天承元 十四
		長承二十二
		康治元二十
		仁安四 正廿八
		元曆元 八
		治安二六
		万寿二十一
		天仁元十二
		天永元 十
		天永三 十

  

外題国判	外題国判	外題国判	外題国判	外題国判	外題国判	外題国判	外題国判	外題国判	外題国判
藤原元頼	藤原輔尹	藤原輔公	藤原頼親	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原
源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親
源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親
源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親
源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親
源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親
源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親
源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親
源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親
源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親	源 頼親

永久元	八七	一一三	国司庁宣	藤原
元永二	九	一一九	国司庁宣	源 頭俊
保安四	二十四	一一三	国司庁宣	藤原
保延二	八廿九	一一六	国司庁宣	清原俊資
久安二	七三	一一四	国司庁宣	源 季範
久安三	七十二	一一七	国司庁宣	〃
久安四	八四	一一八	国司庁宣	高階資泰
久安六	八四	一一〇	国司庁宣	〃
長治一	十	一一五	国司庁宣	津守
元暦元	十二	一一八	国司庁宣	源
元暦二	二廿五	一二一	国司庁宣	源
保安五	八十	一二四	国司庁宣	源 盛家
仁平元	四廿一	一一五	国司庁宣	藤原重家
仁平二	十一	一一二	国司庁宣	〃
応保一	四	一一六	国司庁宣	高階泰経
承和十二	二十五	一一四	国符	長岑高名
大治四	五十三	一一二	国司庁宣	高階宗章
康治一	五七	一一三	国司庁宣	源 資賢
寛治三	十	一一〇	国司庁宣	藤原家道
元永元	六十二	一一〇	国司庁宣	高階敦兼

(1) 吉村茂樹氏著『国司制度崩壊に関する研究』五六七頁、五八二頁

(2) 権大介と加署されたものも含める。大介が国守の別称であることは疑いないので、この権大介は当然、権守の別称である

と考えることができる。またこの表の内、播磨国のものは『朝野群載』廿二長和四年十一月十六日播磨国符である。他はすべて『平安遺文』による。

(3) ただ、山城国の国司解状だけは、官宣旨を申請した内容のものであるので、唯一の例外と言わなければならない。

(4) 『平安遺文』一巻、二七一号

(5) 『平安遺文』七巻、三一九四号

(6) 『平安遺文』七巻、三七七八号

(7) 『平安遺文』八巻、四一三三号

(8) 『山槐記』永暦二年四月一日条

(9) 朝定が出雲守であることについては『吉記』治承五年三月六日条(重任の宣旨を下される)、朝方が知行主であることを示す史料は『玉葉』の同日条。

(10) 『吉記』寿永二年十二月廿二日条

(11) なお、これについては、ただ一つ例外のあることを示しておかなければならない。それは、承安四年十二月日の常陸国司庁宣(『平安遺文』三六六九号)の「右衛門佐兼押領使介高階朝臣」についてである。この高階朝臣とは『公卿補任』によれば高階経仲である(承安元年十一月より治承三年十一月まで経仲が常陸介であったという)が、『山槐記』治承三年正月六日条には「常陸介経仲」として「件国大藏卿泰経朝臣知行」と記されている。つまり、この場合、経仲は知行国守であり、知行主は父の泰経であったのである。それなのに右の庁宣には「大介」でなく単に介と記されており、本論での

私の推定に対する例外といわねばならない。(なお、附論參照)

(12) 『兵範記』嘉応元年十二月十七日、同廿三日、同廿四日条

(13) 『玉葉』治承三年八月十日、治承四年九月廿三日、治承五年

三月廿五日、同十一月五日条

### (附論)

常陸國の高階経仲の例の他に、和泉・紀伊兩國に、本論での私の推定を疑わせる若干の史料があるので、それについてふれておきたい。附表Ⅲで示したとうり、和泉國では元暦元年十二月と同二年二月に、二通の「守」と加署された国司庁宣が出されているが、『玉葉』元暦二年六月十日条には「此日除目也(略)余和泉」とあり、さらに割註として「資賢卿辭退棄置國也、然而不能申左右」と記されており、元暦二年六月十日以前は源資賢が和泉國の知行主であったことが推測される。つまり、前の二通の国司庁宣には「守」と加署されているが、実際にはこの時の和泉國は源資賢の知行國であったわけである。従って、この例より考えると、「国司庁宣等で守という署判が加えられている場合には、その時にその國が知行國ではなかったことを示す」という私の推定は成り立たなくなるように思われる。しかし、資賢の知行國であるといっても、『玉葉』に「資賢卿辭退棄置國也」とあることから解るように、資賢はこの國に於ける知行權を放棄していたのであって、事実上は知行國で

はなかったと考えてよい。この和泉國の例から、逆に、形式的には知行國であっても、実際に知行權のはたらいしていない場合には、国司庁宣等にも「大介」と加署されることはなかったと考えることができるかもしれない。

次に紀伊國に於いては、天承元年七年・十月、長承二年九月・十二月に出された四通の国司庁宣に「守藤原朝臣」とあり、さらに康治元年十二月の国司庁宣に「守源朝臣」と加署されている。天承元年の前年、即ち大治五年の正月廿八日に行なわれた除目では、藤原公重が紀伊守に任ぜられ、しかもそれは院分であったことが明瞭であり、さらに同年の十二月廿六日には公重に重任宣旨が下されているので、(中右記)、天承・長承年間の「守藤原朝臣」は藤原公重であって、しかもそれは院分國であったということが推測される。もしこの推測が正しければ、この四通の国司庁宣は私の推定を否定する根拠となる。しかし、この国司庁宣に加署した「藤原朝臣」が藤原公重であることを証明することはできないし、たとえ公重であったとしても、天承・長承年間まで紀伊國が院分であったことを実証することはできない。大治五年十二月に重任宣旨が出されたときに院分ではなくなった可能性も考えられるのである。

さらに康治元年十二月十八日国司庁宣の「紀伊守源朝臣」は、同日附の書状に「紀伊守維重」とあるところから(『平安遺文』二四九三号)、源維重であると考えられる。ところが



『尊卑分脉』には源雅重なる人物は記載されていない上に、『台記』久安三年九月五日条には「紀伊守雅重」とあり、源雅重については『尊卑分脉』にも記されているので、康治元年の「源朝臣」は五年後の久安三年に紀伊守であった源雅重と同一人であると考えられる。この源雅重より出された国司庁宣としては、先の康治元年の例他に、久安三年十月のものがあるが、この久安三年の庁宣には「紀伊大介源朝臣」と加署されていて、同一人から出された国司庁宣でありながら、時期によって「守」という署判と「大介」という署判と、両方が使用されたことが知られる。これを、大介と守との使いわけが厳密ではなかったことを示す史料であるとした場合には、国司庁宣等に於ける大介則知行国守、守則非知行国守とする説は成立しなくなる。しかし、康治元年に知行国ではなかった紀伊国が、その後久安三年に至る間に知行国とされたという可能性が全くないわけではないし、また二通の国司庁宣は両方とも案文であるから、誤写された可能性、あるいは偽文書である可能性も充分に考えられる。従ってこの例も、反論の根拠としては充分ではない。

もしこれらの和泉・紀伊、あるいはそれ以外の国で、知行主が知行権を保持しながら国司庁宣等に「大介」でなく「守」と加署された例が多数見出された場合には再考されなくてはならないが、現在の段階では、守則非知行主という考え方を否定

する根拠となりうるのは、常陸国の国司庁宣一通だけなので、一応これを例外と考え、国司庁宣等に於ける守則非知行国守と推定してよいと思う。